

令和5年2月3日

第3回男女共同参画推進部会

## 午後2時開会

○人権・男女共同参画課長 それでは、まだ全員おそろいではないですが、定刻になりましたので、令和4年度第3回世田谷区男女共同参画推進部会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。

○生活文化政策部長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は本年初めての部会ということで、改めまして本年もどうぞよろしくお願ひいたします。明日が暦の上では立春ということですがけれども、厳しい寒さがまだまだ続いておりますし、コロナのほうも収まっておりませんので、体調に御留意いただきますようお願い申し上げます。

本日の部会は、報告事項が2件ということですので、限られた時間ではございますけれども、ぜひ活発な御議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

それでは、会議開催に際しまして、3点お知らせがあります。毎度同じことの繰り返しにはなりますが、1点目、この部会は傍聴を認め、公開で行います。2点目、部会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開いたします。そのため、速記事業者が入り、録音をさせていただきます。3点目、内部の記録用として写真の撮影をさせていただきます。以上3点につきまして御了承くださいますよう、お願ひいたします。

また、部会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。現在、全委員9名中、5名の出席をいただいておりますので会議は成立しております。

次に、議事に入る前にお配りした資料について確認をさせていただきます。机上の資料を御確認いただければと思います。まず次第がありまして、資料1-1、男女共同参画推進事業に関する御意見・課題等、1-2、男女共同参画センター運営委託の事業一覧（案）になります。1-3、男女共同参画センターの連携先（案）です。1-4、らぶらす施設紹介、1-5、らぶらす出前講座、資料2、男女共同参画センター運営委託事業者選定結果について。以上になります。また、ボックス内にプラン等の冊子を入れておりますので御参照いただければと思います。

不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

そうしましたら、次第2、議事に入らせていただきます。

ここからは部会長に進行をお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いします。

○部会長 はい、よろしくお願いいたします。

年が明けまして初めての部会でございます。コロナも今のところ少し落ち着いてきているようですし、少しずつ正常化に向かって動いているようでございますので、ここも対面でやっていきたいと思っております。本日は2つの報告事項ですが、割とこぢんまりしておりますのでじっくり議論できるのではないかと考えております。よろしくお願いします。

それでは、早速ですが次第2の議事に入らせていただきます。

最初の報告事項(1)は男女共同参画推進事業に関する最近の動きについてということでございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 では、事務局から資料1に関して報告いたします。

世田谷区では、世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画を策定しておりまして、男女共同参画推進に向けて施策を展開しております。前回の審議会の中でも御報告をいたしましたし、これまでに区議会等での御質問など、いろんなところから御意見もいただきまして、それを踏まえて、現時点での課題ですとか、それに対する方向性といったものがございまして、今回、男女共同参画推進事業に関する最近の動きとしまして皆様に御報告をいたします。

いただいた御意見や課題を分類して、資料1としてまとめています。今後の方向性や取組を説明していく上で、らぶらすでの取組といったものも関連してきますので、今回、資料1-2、1-3、1-4、1-5といった資料も添付をしております。特に1-2の「男女共同参画センター運営委託 男女共同参画推進事業に関する業務 事業一覧(案)」につきましては、令和4年度の実施事業の名前と回数も併記しておりますので、併せて御覧いただければと思っております。

では、資料1に戻りまして、まず1点目、女性の就労に関してになります。

コロナ禍で就労及び生活の面で一層困難を抱えることになった非正規雇用の方やシングル女性の女性が増えている状況も踏まえまして、女性への支援の具体的な取組、区民への情報発信の工夫、それから男性の男女共同参画への意識向上に向けた取組の拡充が課題であるということは前回も御報告しております。

これらの課題につきまして、令和5年度はらぶらすにて、まず、ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座、産休・育休中の女性向け復職セミナーといったも

のを開催する予定になっております。一人一人のライフステージに寄り添いながら、どう働くかということだけでなく、どう自分の人生を生きるかといったことも考えるような、そんなきっかけになるような講座を予定しております。このらぶらすでの講座を通して生き方を考えて、自分自身の悩みや課題を整理することで、さらに働き方についてもっと知りたいとか考えたいとか、そういったようなニーズも出てくるかなと考えております。そうした場合につきましては、例えば三茶おしごとカフェですとかマザーズハローワーク東京などの事業ですとか、関係する機関についても情報提供するなど、連携も図っていきたいと考えています。

2つ目の区民への情報発信に関しましては、悩みことに応じた相談窓口や制度を体系的に集約して行って、区のホームページに記載していくとともに、女性のための就労支援リーフレットを現在男女課でつくっているのですが、こちらも内容を見直していく予定になっています。例えば、何から相談したらいいのか分からないですとか、求職活動の仕方を相談したい、就職に向けてスキルアップをしたい、収入が減って困っているなどの具体的な悩み事や相談ニーズといったものを洗い出して、それに関連する相談窓口、例えばらぶらすですとか三茶おしごとカフェ、ぷらっとホーム世田谷といったところを中心になるかと考えておりますが、そういった相談窓口、それから事業を整理して、情報発信をしていくというような方向性でおります。

3つ目の男性を対象とした取組につきましては、らぶらすで実施の予定があるんですが、父親向けのワークライフバランス推進講座、父親と子どもを対象としたワークショップを予定しております。さらに、広く企業に向けた働きかけですとか周知啓発も重要になると考えておまして、こちらは経済産業部と連携をしながら、事業者を対象としたワークライフバランス推進講座の実施も予定しております。

2点目は、DV相談に関してです。

男性のための相談窓口としまして、区ではらぶらすで男性電話相談を実施しております。令和4年6月からは月4回に増やして実施をしています。令和3年度は月1回の実施でして、延べの相談件数が21件、令和4年度は12月末までの時点ですが、延べの相談件数が37件となっています。らぶらすでの相談は、金曜日、土曜日の夜間に設定して実施しております。それ以外の時間帯での相談を希望されるといった場合には、24時間対応している内閣府のDV相談プラスですとか、東京都のよりそいホットラインを案内しております。

なお、らぶらすでの相談は、対面での相談ではなくて匿名で受ける電話相談となっていることから、例えば相談したことの証明書が欲しいといったような御要望がある場合ですと東京ウィメンズプラザや警察署を御案内しております。

現在、区の窓口として対面での相談の仕組みがないような状況でして、世田谷区では配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行っているということからも、男性の相談体制を充実していくべく、相談体制を検討したいと考えております。ただ、対面の相談を実施するに当たっては、誰がどこで相談に当たるのかというところを整理していく必要があります。相談者、それから相談員の安全を確保しながら実施体制が取れるように、関係機関との調整、検討を進めてまいりたいと思っております。

3点目は、性犯罪被害者への支援に関してです。

令和4年10月に性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情が出されまして、世田谷区議会から刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書が出されたことは、前回の審議会でも御報告をいたしました。現在、世田谷区犯罪被害者等支援のための事例検討会を設置しまして、性暴力も含め、殺人事件ですとか交通事故等の事例を検討しながら、犯罪被害者支援における課題を協議しているところになります。この検討会は令和5年7月まで継続的に実施をされる予定となっております。犯罪被害者支援の検討状況につきましては、今後も進捗状況を報告していく予定でおります。

4点目は、性的マイノリティ等多様な性に関してです。

令和4年11月にパートナーシップ宣誓の制度改正を行いまして、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓となりました。この制度改善に当たっては、区民窓口ですとか区民施設を中心に周知を行っております。ただ、この制度はもちろんなのですが、性的マイノリティなど多様な性について、普及啓発の働きかけは今後とも重要になっていくと考えています。特に企業や教育関連部署への働きかけといったところは課としても取り組むべき課題だと考えております。

ですので、例えば病院長会議ですとか不動産協会に対しても周知を行っていく方向でおります。近日中に、東京都の宅地建物取引業協会世田谷区支部というものがあるんですけども、そちらに所属する不動産店に対して区で作成している「性の多様性を知ろう」リーフレット、それから、パートナーシップ宣誓のチラシを配布する予定でおります。

また、教育分野に関しましては、らぶらすの学校出前講座の対象者の拡充を予定しております。これまでは中学校、それから高校を中心に実施してきたんですけども、来年度

は小学校ですとか大学にも働きかけをして、実施の対象を増やしていきたいと考えております。

今回、お手元の資料の中に出前講座のチラシをおつけしておりますので、参考までに御覧いただければと思います。こういったチラシを新たにつくりまして、特に区立の小学校長会、それから中学校長会という校長先生の集まる会議体があるんですけども、そちらで出前講座を実施できますよということで案内を行っております。児童や生徒向けの授業において活用していただくということはもちろんなんですけれども、例えば教職員向けの内部の研修ですとか、PTA、保護者向けの何か研修といったところでも、この講座を活用していただくことができますよということで御案内をしております。学校の中で、様々な機会であらう出前講座を活用していただけるようにということで依頼を行っております。

なお、今回おつけしたチラシは中学生を対象とした出前講座をやるのだったらということで想定してつくっておりますので、小学校向けですと実施のテーマがちょっと難しいかなというところもあるかと思っておりますので、小学校向けには実施テーマを、例えば『『男らしさ』、『女らしさ』ってなんだろう』とか、男の子だとピンクを選んじゃいけないのとか、そういったような少し砕いた表現を入れながら周知を行っております。

また、前回の審議会でも触れましたが、今後、児童生徒向けに性的マイノリティ等多様な性に関するリーフレットの作成も予定しております。こちらのリーフレット作成の進捗状況につきましては、また適宜、男女部会でも報告をしたいと考えております。

3つ目の福祉領域におけるLGBTQの位置づけについてですが、こちらは前回の審議会でもいただいた御意見に関するものになります。現在、世田谷区基本計画の検討が進められているところになります。また、令和5年度につきましては、地域保健医療福祉総合計画も検討の時期となってきますので、そういった世田谷区の中の各計画を検討していく、策定をしていくといった時期に合わせまして、庁内連携を図り、人権の尊重、LGBTQなど多様な性の尊重といったところについて位置づけをしてもらえよう働きかけをしていきたいと考えております。

資料1の5点目ですが、男女共同参画センターらぷらすについてです。後ほど運営事業者の選定結果についても御報告をするんですけども、今後充実を図る視点としまして、1)から4)までの視点を挙げています。この視点に基づき、開かれたらぷらすといったものをより実現していけるよう、区民の皆様、それから地域の団体、地域の事業者の皆様と

ともに施設運営に取り組んでいきたいと考えております。

これまでの間、らぶらすがどんな施設なのか分かりにくいですとか、何をやっているところなのかイメージしにくいといった御意見をいただくこともあったのですが、そういった分かりにくさといったものは、安心して気軽に利用するというところをちょっと遠ざけてしまう一因にもなりかねないと思っておりますので、そこで、らぶらすの全体像をつかめるような施設案内のリーフレットを見直す予定としております。現在も、施設の配置図、施設の概要を示したものですとか、相談、居場所の案内のリーフレット、それから、各イベント、講座等の案内をするチラシもあるんですけれども、それとは別に新たにらぶらすの全体像をつかめるような広報物を作成していきたいと考えています。

今回、施設紹介としてチラシをおつけしております。新たに施設紹介に特化したチラシなんですけれども、こういったものも策定しました。こちらも小学校長会ですとか中学校長会、まちづくりセンター長会などで配布をしております。地域の皆様の中で、研修室があることは知っていらっしゃったとしても、その研修室がいろんな方をお招きするような形、イベントですとか講座といったものにも御活用いただくと改めてお知らせしていくことで、使っていただける機会、選択肢の一つとして考えていただけるのかなと考えています。

こうした施設紹介はもちろんなんですけれども、今後つくる啓発物の中では、講座、イベント、情報収集提供事業など、施設、事業の全体像をつかめるような広報物を作成しまして、今後様々な機関との連携、周知を行っていく上で活用していきたいと考えています。また、年間報告書のような形で施設の事業概要といったものも併せてつくる予定であります。

2)区民・団体事業者等の参加、参画、協働の推進に関しましては、来年度、区民参加型で、区民とつくる男女共同参画講座ですとか、事業者向けの出前講座も実施を予定しております。また、運営協議会を実施しまして、運営に関する課題を継続的に話し合う機会を設けていきたいと考えております。

3)地域ネットワーク構築に関しましては、地域のステークホルダーとの連携、働きかけを強化していきたいと考えております。今回、連携先一覧の案ということで資料1-3をおつけしております。今後連携していく機関をリスト化しております。現在も既に多くの関係機関と連携をしたりですとか、いろんな会議体に参加しまして周知啓発に努めているところではあるんですけれども、今回改めて分野ごと、それからテーマ別に連携先を洗い

出していくことで、組織的にこの情報を蓄積して、課内ではもちろんですが、らぶらすの現場とも情報共有を図っていきたいと考えています。

また、今回のようにこういうところと連携をしていますよと報告していくことで、新たに、じゃ、次はこんなところとの連携はどう？とか、こういうところはどうですかといったような新しい視点も出てくるかなと考えています。関係課を中心にそれぞれの分野で会議体ですとか関係団体がいらっしゃるので、細かくそういったところにも働きかけをしていきたいと考えています。

例えば子育て支援の分野ですと、地域で子育て支援をしている団体の皆様との関係づくりですとか、一口で保育園、幼稚園というふうにくくっていても、区立の保育園、幼稚園、私立の保育園、幼稚園といったごとに園長会などの会議体も細かくあります。また、教育関連でも、小学校長会、中学校長会、PTAはもちろんですが、大学連携に関する調整連絡会もあります。また、福祉の分野では、民生児童委員協議会といったところもあり、それぞれ関連してくる会議体ですとか施設が多くあるかと思しますので、そういったところ全体に情報提供、周知を図っていくということを考えております。

それぞれの分野においてステークホルダーとなる方が多くいらっしゃいますので、まずはその方々に、らぶらすがどんな施設なのか、どんなことをやっているのかということにより知っていただくことで、それが結果として、さらに多くの方にらぶらすを知っていただく、情報を届けていくということにもつながるのではないかと考えております。

アプローチの方法につきましては、この連絡先（案）の一覧の中にありますが、出前講座ですとか、らぶらすの図書を貸し出す出張図書館等も備えた事業における連携、それから会議体における資料の配布、施設利用者、所属会員への情報提供、イベントでの周知啓発といったことを想定しております。主なテーマですけれども、分野によってそれぞれ関連が深いテーマが異なってくるかと考えておりますので、よりそれぞれのテーマ、分野に関連が深いテーマを切り口に働きかけをしていきたいと考えています。

広報、普及啓発に関しましては、先ほどリーフレットを新たにつくると申し上げましたが、それに加えて、らぶらすのホームページのリニューアルも検討しております。また、らぶらすで既にSNSも持っておりますので、そういったものも活用しながら、らぶらすで行っていることをより多くの方に知ってもらう機会も増やしていきたいと考えております。

資料に戻りまして、最後、6点目の苦情処理委員会についてです。



前回の審議会の中で相談件数の少なさ、それから周知不足、名称の在り方について課題があることを報告いたしました。今後、3月頃を目途に、まずは苦情処理委員会委員の皆様から意見を伺いたいと考えています。その後、審議会の委員の皆様からも意見をいただきたいと考えております。令和5年度第1回の審議会にて、事務局から今上がっている課題について説明をしました上で、皆様から意見をいただきたいという予定でおります。

事務局からの説明は以上となります。

○部会長 どうもありがとうございました。

今の御説明につきまして、資料を見ながら皆様の御意見とか御質問を受けたいと思います。

どうでしょうか。どこからでもいいとしますか。それとも、1時間ぐらい予定していますので、6つあるので1とかとやったほうがいいですか。かえって言いにくいですか。どちらがいいですか。取りあえず始めて、あんまり取っ散らかるようだったら、少しここに焦点を当ててみたいにしていきますか。

では、まず最初に誰でも言いやすいように、質問ですね。ここの説明がよく分からなかったとか、ここのところをもうちょっと説明していただきたいとか、そんなことから、いかがでしょうか。何でも結構ですが、最初の意見がなかなか出ないんですよ。いろんなことを考えると、個別のほうで山ほどあるんですけどね。いかがでしょうか。どなたからでもお願いいたします。

○委員 では、最初に質問ですけれども、2番のDV相談のところですが、男性被害者の相談に限定ということですよ。対面での相談は初めてなのでしょうか。今までやったことはあるのでしょうか。

○事務局 現在は、男性相談としてはらぶらすの電話相談を実施しているところでして、体制として対面相談が取れていない状況です。

○委員 やっぱり対面相談でないと、どうしても何か先へ進めないところがあるといったような、これまでの電話相談の蓄積から担当の方とかの御意見でそういうふうになってきたのでしょうか。

○事務局 もともと全国的に見ても、女性の相談の窓口の体制に比べると、被害者の数というのもあってか、女性相談のほうで窓口といったものは充実しているのが現状かなと思っております。この間、例えば男性の相談をしましたという証明書を発行してほしいと言われたときに、区の窓口の中で対面での相談記録を作っているところが今ない状況である

ので、そういったところを考えると、今後、世田谷区として配暴センター機能を整備しているので、相談体制の充実も検討するときなのかなというところですよ。

○部会長 幾つか補足して質問してしまうと、電話相談で電話を取る人は男性、女性どちらでしょうか。

○事務局 現在、らぷらすの男性電話相談については、男性の相談員が受けてくださっています。

○部会長 分かりました。それから、相談者は、実際の被害者と加害者、両方がかけてくると思うんですが、外から見れば加害でも本人は被害だと思っている人はとても多いので、概略で結構なんですけれども、被害者の比率はどの程度ぐらいなんですか。

○男女共同参画センター館長 男性のDV被害の相談件数ですか。

○部会長 さっき、電話相談で30件ぐらいとか。

○男女共同参画センター館長 ええ。ただ、らぷらすは少ないです。それよりも、生き方とか、メンタルのお話とか、就業の話とかのほうが多くて、DVの件数は本当に一、二件という程度だと思います。ただ、その中でも、被害なんですけれども、話を聞いていくと加害もあるかなと思ったりもしているんで、そのときは男性相談員のほうで、被害を受けた痛みとかつらさは受け入れるけれども、暴力を肯定しないで男性と話をしているというところは守っています。

○部会長 先ほどそれで問題ということで、1つは、御希望になっている方がいらっしゃるという前提で男性相談をしているということの証明書が欲しいというような御希望に対して、対面でやらないとやはり出せないというお話があったんですが、これは何かルールがあるんですか。

○事務局 電話ですと、らぷらすの男性電話相談もそうなんですけど、基本匿名で受けているというところがあるので御本人確認ができないような状況ではあります。Aさんから出してほしいと言われても、電話相談の中ではお名前を伺ってなくて匿名で受けていたりするので、そういった意味でも対面で状況を確認させていただいてというところが基本になっています。

○部会長 それがないので、今のところ出せないという形で対応して、そういう意味では性別によって、女性には出るけれども男性だから出ないというような不利益を今のところ生じていることについては認識していて、何とかしなきゃいけないという問題提起でしたね。

次に、もう一つ質問してしまうと、対面相談をするときに、先ほど相談者が誰であるかとか相談場所はどこだろうかというのはいろんな問題があって、検討がちょっと、いろいろやっているということがありましたが、どういうところが難しいんですか。

○事務局 女性の対面の相談でもそうだと思うんですけども、やっぱり被害者と加害者が鉢合わせてしまうおそれがあります。例えば同じ施設の中で男性の相談も女性の相談も対面で受けますよということになってお互いが来てしまったとき、やっぱりその危険性はあるのかなというふうには考えております。

○部会長 1つがそれですね。被害者の方々の安全を考えたときに、同じ場所でやるのはややリスクがあると。そうすると、別なところに別の形でつくらなきゃならないということなのでしょう。

○事務局 そうですね。とは思っております。

○部会長 それがなかなか検討の難しいということでしょうか。何か今のことでお聞きになりたいことはありますか。

○委員 今、DV被害者の証明書を発行するのというお話だったんですけども、対面相談は、男性相談全般で対面相談をするのか、DV被害者だけ対面相談を開くのか。今、世田谷区では男性相談の枠組みでやっていますよね。自治体によっては男性DV被害者相談としているところもあって、その対面相談はどこに、イメージとしては全体にという感じになるのでしょうか。

○事務局 証明書を発行するとなると、配暴センター機能の一部として証明書を発行していくというような考え方を持っているので、DVの男性から被害者の御相談を受けましたという証明書というような想定でおります。

○委員 そこに特化してということですよ。

○部会長 対面相談は、それに特化してやるんですね。

○人権・男女共同参画課長 電話相談は男性の悩み事全般に対して受けていく。

○部会長 対面相談をしないと証明書が出せない場合は、その対面をやるのはDV被害者限定なののでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 今のところ、その趣旨としては、配暴センター機能というものを整備したにもかかわらず、男性に対して証明書を発行する仕組みを世田谷区として持っていないところが結構問題かなということもあって、そこをきちんと対応できるような体制をつくりたいという意味で、必要に応じて対面相談もありだよと。ただ、らぶらす

の中では女性の相談で、電話相談も面接の相談とかもやっているというところもありますので、ここでやるのはリスクがあるよねと。では、相談できるような別の場所を設定し、相談員をどういう体制でやっていただくのがいいのかとか、そこは別にらぶらすと決まっているわけではないんですが、区がやるのだったらどうなるのかみたいなところを今後検討していかないといけない。

○部会長 大体どのくらいまで検討して、いつ頃までに結論を出すんですか。

○人権・男女共同参画課長 できれば4月からやりたいと思っています。

○部会長 4月から、年度が明けたら検討して、年度内に何か結果を出して、その次の年度に実施みたいな感じのイメージでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 はい。

○部会長 何かいろいろ御意見がありそうだと思いますね。

○人権・男女共同参画課長 男性相談全般に関しては、本当に昨年の6月までは月1回の相談機会しかなかったというのを4回に拡充しているというところがあって、区としてもどんな相談が寄せられるのか情報として集めて検証し、どういう相談体制が区としてふさわしいのかというのを検討しているところではあるんです。これでもう十分だとは、決して思っているわけではありません。

○部会長 先ほど伺ったのでは、その相談の中でDV被害は決して多くないということだったのでしょうか。

○男女共同参画センター館長 今のところ多くはないです。

○部会長 やっぱり就労とかそういうことのほうが多いと。

○男女共同参画センター館長 そちらのほうが多いですね。

○部会長 それは男性相談一般ですね。男性と書いてあるから、自分でもいいかと思っ  
て、やっぱり電話を皆さんかけてくるんですかね。

○男女共同参画センター館長 そうですね。

○部会長 書いていないとなかなか難しいということがあるのかな。その辺の窓口のつくり方というのもあると思います。

あと何かもっと具体的に本当はデータを知りたいとか、きっとおありなのだろうと思うんですが、もっと詳しく就労なのかとか、性的な被害なのかとか、自分のアクションみたいな話なのかとか、貧困なのかとか、いろいろあると思うんですが、まだデータはないですね。

○男女共同参画センター館長 2021年度だったらありますよね。

○委員 年度途中だからですよね。

○男女共同参画センター館長 そうです。今年度はまだ途中なので。

○部会長 今年度はまだで、そのうち、4月になれば出てくるとか。

○男女共同参画センター館長 はい。

○部会長 皆さんきっと御関心があると思いますので。

ほかに、この点で御意見とかはございますか。よろしければほかのことでも結構ですが、いかがでしょう。

○委員 ちょっと戻って、男性相談の対面相談は、今、DV被害者の照明発行で必要というお話でしたけれども、それでなくても、多分対面で、本当に真剣に相談して、1回の電話だけだとなかなか難しいという方が、多分、女性と同じようにいると思うんです。それはデータを見て今後の検討ということだったと思うんですけれども、DV被害者の証明書発行を外れて、ちょっと男性の悩みを相談するということを充実していったらいいんじゃないかなと思います。時々男性の相談を受けていた者としては、やっぱり相談を展開することによって、少し変化していくということは十分あり得るので、別に女性しか変わらないということではないので、ぜひそこは検討していただくといいかなと思います。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。そういった御意見とかも大変貴重で、どんどん御意見や今の実態みたいなものを教えていただきながら、男性に対する支援の望ましいあり方を追求していきたいなと思っています。

○部会長 大学で男子学生のジェンダー論を取っている人たちでのゼミでの発言を聞くと、意外と高校時代の経験を悩みのように抱えている学生が多くて、結構大変なんですってね。更衣室トークというの。洋服を着替えるところは男の子しかいないじゃないですか。そうすると、すごくあからさまな、性的なことをからかったり、あるいは自分のことを自慢したりみたいなトークがすごくあって、そういうのについて行けなかった、自分が変なんじゃないかと思ったり、ああいうのをどうしたらいいか分からないとかと私のゼミでよくありました。

○委員 割と、多分あると思います。私なんか勝手に言っただけじゃないんですけれども、長くやっている男性相談のところでは、本当に性の悩みは一つの大きな柱だと。本当に悩んでいるという。

○部会長 多いですよ。

○委員 はい。多いと思います。

○部会長 本当はすごくあるんですよ。割と男性同士のつき合いの中で、女性でもあるとは思いますが、LGBTQというわけでもなくて、要するに自分としてはそういうのが嫌なんだけれども、逃れようがないみたいだね。大学に来てほっとしたみたいな人が多くて、そういう人は、とっってもジェンダー論にはまるんですよ。すみません。どうでもいいですけども。結構来てくれる人が、今の社会だとマイノリティみたいな気分になるんでしょうね。決してマイノリティではないんだけど、客観的には当然のことだから、自分の主張をしていってもいいんだけど、何となく周りから浮いちゃっているみたいな気分でもとても苦労している子は多いんですよ。私は男性のほうの苦労もよく分かるんですけども、特に若い子どもさんたちは、学校教育の現場でもうちょっと取り上げてくれるといいと思うんですが。長く話してしまって、すみません。

それで、当然そこで関連すると、やっぱり性犯罪被害者というところに男性の性犯罪被害というものは想定されているんですか。これは大丈夫でしょうか。

○人権・男女共同参画課長 やっぱり相談は、一昨年度の6月から窓口を設けて対応はしているんですが、実際に男性の方の被害を受けたという御相談とかもあったりはしています。今は、先ほど報告させていただいたように、犯罪被害者支援の検討委員会というものをやりながら、どういう在り方がより望ましいのかというのを、今御相談を受けている実例とかも踏まえて、どういう対応をしたのかというところも踏まえまして、もう一回改めて検討し直している部分があるんです。その中でも、当然、被害者は女性オンリーというふうには考えていなくて、男性が被害を受けたときにどのように対応するかというところも検討の対象にはなっています。

○部会長 ありがとうございます。十分その可能性はありますし、もう一つよく言われるのは、相談体制そのものがジェンダーに関連するのは性別二元論でできているから、相談をどちらかでやらなきゃいけないから、ちょっと矛盾したりするんですよ。その相談するということにどっちに行けばいいのかみたいな、そういう問題もありますので、特にトランスジェンダーの方というのは、男性相談に行くのか女性相談に行くのか、どちらでもないんだけどなみたいな。

性暴力被害というのはトランスジェンダーの人が一番多いというのがあるんですよ。たしか数としては、比率としては一番多いんですけど。女性被害よりも、トランスジェンダーの人が暴力的な被害を受けるということがあるので、そのあたりはLGBTQのここ

で相談を受けるのか、それしかないのか。それともほかの性暴力被害というところにも行くのかあたりは、やっぱり整理をあらかじめやっておいたほうがいいと思います。なかなか大変だなと思いながら、恐らくそれは不可避のことだと思っています。どこの自治体も、恐らくそういうようなことを検討する時期に入っているかなと思っています。

○人権・男女共同参画課長 できるだけ御本人の自認に基づいて対応していきたいということで、庁内でも検討整備はしているところです。

○部会長 はい。

ほかに何でも結構です。いかがでしょうか。

○委員 DV相談のところに戻るわけではないんですけれども、本人確認について、本人確認の方法は対面以外に何か手法は考えられているんですか。マイナンバーカードを使って家からスマートフォンを使うとか、世田谷も広いですし、なかなかそういう方たちが出てくるのも難しかったりもしますので、何かそういうテクノロジーを使ってという御検討はされているんですか。

○人権・男女共同参画課長 具体的にそこまで検討に及んでいるという段階ではありません。本人確認のために対面が必要だというのは、たしか配暴センターの国の運営のガイドラインに規定されていて、対面を経て証明書を発行するというところがあったので、その証明書を発行する前提として、そこを経ないといけないので、今検討しております。本人確認が必要かどうかというところは、電話相談を受けるときにそこまで求めるかどうか、今そこまでちょっと検討している段階ではないので、すみません。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○部会長 国の基準みたいなものは、やっぱりしょうがないんですね。動かないというか、対面という形で成っていると。そんな感じみたいですね。

○人権・男女共同参画課長 東京都のほうとかにも確認はしてみたんですが、やはり対面が必要だということで、東京都も同じような対応を取られているということです。

○委員 そういう利便性が高まったほうが、当然DXも進んでいるので、ぜひ前向きに御検討なり御提案いただけると助かります。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 まず、DV相談の感想なんですけれども、電話をかけられるというのは氷山の一

角なような気がするんです。ほとんどの方は、そうかな、どうかなとか、悩み過ぎてかけられない。ですので、何かもっと認知させるような講座を開いてほしいなと思いました。よく虐待の認知もそうなんですけれども、これは違う、違うと思う人が結構いっぱいいるので、そういう何か認識できるような講座を希望します。

あと2点、別件なんですけれども、ちょっと教えてください。

4番です。出前講座なんですけれども、これは保育園、幼稚園、大学生も該当すると考えてよろしいですか。

○事務局 そういったところにも出前講座ができますよということをもまずは御案内してあって、もちろんニーズがあるかどうかということも、これから開拓していくところではあるんですけれども。幼稚園とかだと、子ども向けというよりは、もしかすると保護者向けのニーズのほうがあるのかなというふうには想定しているんですけれども、そういった形でいろんなところに当たって行って、できますよとお知らせして行って、うちのこの仕組みを活用していただけないかと御案内していくようなイメージです。

○委員 ぜひ強化してください。特に大学で、デートDVで結構悩んでいる人が多いんです。学生相談でも結構いるんですよ。でも、こういう出前講座というのは、私、ちょっと見かけたことがないので、ぜひ大学の中に入って行って、DVのこととか、ちょっと強化してほしいなという希望があります。

○事務局 はい。ありがとうございます。

○人権・男女共同参画課長 区内に17、大学学部があつて、そういうところに積極的に出前講座ができますという周知をし、活用していただけるようにしたいなと思つてはいるんですが、こういうところに行くとなんかニーズを引き出せるとか、そういう何かノウハウみたいなものがあつたらぜひ教えていただきたいなと思います。

○部会長 まず、大体、男女共同参画センターとかを大学は持っているから、そういうところにお聞きするんですかね。出前講座をいかがですかみたいなね。

○男女共同参画センター館長 これまでは本当に個人的な大学の先生とのつながりで、その授業の一つとして行かせていただいているということは幾つかやっているんですけれども、ただ、それがその大学に広がるかということ、そうでもないというか、先生頼りになっているところが課題かと思っています。

○部会長 時間がないというのがまず最大のあれですね。そんなことをやっている暇がないと。



○委員 ちなみに、ここで受けて、いろんな自治体で出前講座をやっているのですが、実際にちょっとデートDVとかで困っていきそうなタイミングのときに学部長にとか。

○部会長 そういうタイミングがありますよね。

○委員 向こうも求めているタイミングは、多分そういう相談を受け付ける窓口だと分かるので、そこに何回か投げってみるといのは一つかなと思います。

○委員 PBLはどうですか。PBLとかに申し込む。プロジェクト・ベースド・ラーニングみたいなことをやっているところも多いです。私もこの間、専修大学に関わったときに、あそこは3年生が全員必修で1年かけてPBLをやるんです。学生が起案したり、教授が担当することもありますけれども、何か学生たちが主体的に学ぼうとしているときに、1個1個切り出すとそういう相談とか具体的な出前講座もありますけれども、働き方かもしれないし、自分の生き方かもしれない。いろんなシーンでこういうことが必要になるので、PBLみたいなものを掲げている大学に対して、そういうものに学生が応用できるような何かパンフレットを使うとか。もしくは全面的に協力しますとか、そういう地域の団体とのマッチングなり、御相談に乗りますとかいうことで、何か学生たち自身が選択するところにサポートできるような取組はいかがですか。

○部会長 学生が何かいろいろやりたいと思うときに、そういう資料がちょっとあったら、じゃ、このテーマでやろうかというふうに取ってくれるかもしれないわけですね。

○委員 そうですね。特定のゼミとかでなく、PBLみたいな形も新しい入り口で。

○部会長 それだと先生たちもやりやすいんですけれども、その授業の一面を取る。

○生活文化政策部長 うちの部で、男女課ではないんですけれども、大学連携の窓口の所管がうちなので、そのあたりは今後、ちょっと部内の連携の中で取組をやっていきたいと。

あと、以前、やっぱり新入生向けにちょっと、このデートDVではないんですけれども、お願いすることがあったんですが、やっぱり17大学のうち受けてくれたのが半分なかったですね。配布物が多いというのと、学生部のほうで準備が非常に大変だということで、半分以上の大学から断られたという経過があったので、なかなかハードルが高いなというのが率直なところでしたね。

○部会長 すごくハードルは高いです。時間を取るというのは本当に大変、めちゃめちゃ大変なので。もう一つは、やっぱり危機意識が募るといことはひとつあると思うんです。全体として性教育をしなかったのが、日本社会はかなり男性たちの、今の学生さんた

ちの性意識は世界標準からかけ離れたような考え方を持っていますよね。そういうことを強くアピールして。

同意が前提じゃないとか、向こうが嫌だ嫌だって抵抗しなかったらオーケーだみたいなことを考える人が本当にいるんですよね。本当の話、ちょっとそれは今の世界標準とはかけ離れているよ。そういう感じの何か少し強い呼びかけをみんなに持ってもらって、何でデートDVなのかと。

せっかく性教育が動き出しそうなので。分からないですが、動き出しますよね。それを何とかする時期に合わせて、やっぱりちゃんとした子どもさんたちに対する情報提供をやっていく必要があると私は思っているんですけどね。何かちょっとその辺は考えましょね。

すみません。出前講座はいかがでしょう。あるいは大学における講座とか、幼稚園とか、いろいろ学校もありますしね。

○委員 これを区民講座にはできないんですか。出前講座と名前がなっているんですけども、区民がこの内容を知るような、一般的な区民講座みたいなものは。

○男女共同参画センター館長 区民向けの講座というのは全てがそうなので。なぜ出前講座をしているかというきっかけは、こちらに来てくださる方には、情報が欲しいからいらして下さって、提供することができるんですけども、でも、来てくれないと情報提供できないというところがあるので。ではこちらから行ってしまえということで、学校にお声をかけさせていただいて、今、その学校出前講座も10年を超えているんですけども、やり始めているんです。

最初は本当に三、四校の中学校でやっていただければいいかなと思っていたんですけども、それがどんどん枠が広がって、今は教育委員会さんが経費負担をさせていただいて、らぷらすの事業として学校に赴くという形でやらせていただいています。ですので、今増やしていきたい高校とか、小学校、中学校、幼稚園というのは、らぷらすの事業としてまた新たな出先を探していくということをやりたいと思っています。

昨年に小学校の養護教諭の集まりがありまして、ある地区なんですけれども、そこでセクシュアルマイノリティの話をさせていただいたところ、その学校でこの次はやっぱり自分たちが学びたいといって、学校のPTAと教職員で研修を開いてくださったりしているので、その地道な種まきをすることで広げていけたらいいかなと思っています。

なので、区民講座と、そうですね。ちょっと名前が紛らわしいというところがあるんで

すけれども……。

○委員 ごめんなさい。私の言い方もちょっと悪かったです……。

○男女共同参画センター館長 いえいえ。大丈夫です。

○委員 出前講座のこの実施テーマがすごくいいので、そのテーマを、アサーションなんかをやっていますけれども、何か区民講座として立ち上げるのも面白いのかなと、ちょっと思いました。

○男女共同参画センター館長 そうですね。ありがとうございます。

○部会長 多くの方が聞けるような、また、希望すれば来てもらえるような、何かそういう仕組みをつくっていくのも大事ですね。

○人権・男女共同参画課長 今おっしゃっていただいたその気づき、これはDVなのかみたいに関心するとか、気づきみたいな部分というのは、やっぱりすごく課題かと思っています。らぶらすを中心に取組とかは、やってはいるんですが、1つはその区民講座に近いようなものとして、こちらの資料1-2の表の(1)講座事業の中のDV・デートDV防止に関する講座の中に、大学生のデートDV防止ファシリテーター養成講座というものがあるって、大学生と一緒にこの講座の内容を企画して実施しているようなものがございます。

そういったところに入れ込んだりとか、あとは、そもそも暴力の構造は何なのかというところはなかなか知られていないとか、そこがよく分かっていないがために気づけないみたいなところもあつたりしますので、それについては、DVとかデートDVにかかわらず、男女共同参画らぶらすで実施する講座だったりとか、区で実施しているいろんな研修、職員向けも含めた研修の中で、その内容に応じて知っていただけるようにということで、中に盛り込んでやっているというところがございます。

○部会長 ひとつ講座の中でやっていくという、それは確かにそうですね。あと、形の上でやれることとして、DV相談というふうに言う相談になってもいいけれども、これって何、モヤモヤみたいなのが、それを話せる相談みたいなものが何かあると、電話して、こういう経験をしたんだけど、これって何なんだろうということを、解決はしませんけれども、そこではあなたの悩みにつき合って、それが何であるかということと一緒に考えましょうみたいな相談もあってもいいかなと。

苦情処理のときにそれが一番大事なんですよね。苦情という前に、そのモヤモヤが、何か変なんだけれどもどう言ってもいいか分からないみたいな、これって何なんだろう、暴力なんだろうか、それとも私が勝手にそう思っているだけなのか、主観的に自分がおかしい

のかとか、そこが一番分からないんですよ。DV相談に電話するのは、そこが突破できないと、なかなかDVだと言えない。DVだと相談してDVではないとか言われちゃうとがっかりきちゃうので、やっぱり自分でDVだと分かって相談したいということがあるから、それはどこでやればいいのか。講座に行けばいいのだからけれども、講座に行かないと分からない。

○男女共同参画センター館長 らぶらすの講座の中で、離婚を巡る法律制度活用講座という講座があります。あと、アサーティブもありますし、ライフステージに合わせた生き方を考える講座があるんですけども、その中で、うちの悩み事相談と働き方サポート相談の相談員さんに来ていただいて、個別相談を講座が終わった後に設けているんです。なので、講座が終わった後にちょっと話せる。そういうところで話すきっかけをつくって、本格的な相談に促すということをやっています。あとは、居場所事業の中で話をしながら、じゃ、ちょっとそれはこちらに電話してみたらどう？と言って、その場にいるスタッフの人がつなげてくださったりもしています。いきなり相談は難しいので、相談はこんな感じで始まるんですよということをちょっと体験していただくということもあるんです。あと、シングルマザー応援フェスタでは、悩み事、DV、働き方のほかに、法律相談を個別で入れたりとかやって、相談の本当にきっかけづくりにしています。

○部会長 相談の対応はしっかり、そういう課題ごとにできるようにしておかなきゃいけないんだけど、入り口のほうは、その本人が自分の気持ちを、割と自由に動けるような、個別のここに行かないとという前の何か仕掛けが必要なんですよ。その2つを意識してつくる必要があるんじゃないのかな。そうしないと、なかなか、ここに来る人が少ない、つなげない人がすごく増えてしまうという話になっちゃうし、かといってぼわっとした悩み事だけでは的確な対応がもちろんできなくなっちゃいますから。

○男女共同参画センター館長 どの相談も結構割とモヤモヤとしたところから始まっていくので、その相談員が相談を聞く中で、この人はこちらのほうがいいのかもねといって、こちらの相談にかけてみたらと促してはいるんです。それで、悩み事DV相談にかけていた方が働き方相談に来て、そこで就業が決まって、その後、働く中でのモヤモヤをまた悩み事相談にかけてきたりという循環は、つくれるのかなとは思っています。

○部会長 そうですね。

○人権・男女共同参画課長 やっぱり区の事業全体の中の男女センターの位置づけとして、そういうモヤモヤした部分に対して、気づきを経て課題を整理し、つないでいくみた

いな役割はあるのかなと。例えば女性相談というすごく大きいものを掲げているのは、多分、女性が電話すれば応援してくれるのだなみたいな。男性相談といたら、何か男性はそういうものが掲げられていないとなかなか相談しにくいけれども、男性がその中でいろいろこう言ってもらって課題を整理して行って、本当に具体的な支援が必要になってきたら、例えば就労支援につなげていったり、教育につなげていったりとか、保健のほうにみたいなところはあると思うんです。そういう役割を男女センターだったり男女共同参画のほうで担っていきたいという考えはあって、それで、女性相談だったり居場所だったり、あとは情報提供とか、講座とかもそうだと思うんです。そういうものを有機的に機能させて運営していきたいという思いはございます。

○部会長 今やっていたいているというふうに思ってよろしいですね。

○人権・男女共同参画課長 はい。充実させていきたいと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 アイデアというか、ジェンダーとかに関係する記念日の一覧とかをこの出前講座とかの中にも入れておく、学ぶタイミングをつくることは結構大事だと思います。

3月8日だと国際女性デーだったりとか、4月4日はトランスジェンダーの日だとか、いろいろあるはずなので、そういうのを何かつけて、それをきっかけに、ああ、何か学んでみようかなみたいに思うような仕掛けをつくる。テーマそのままでただとなかなか、そこに意欲を向かわせるのも大事ですけども、気軽にちょっとやってみたいなど、巻き込めるタイミングをつくるといいなと思っています。ですので、カレンダーとかをうまくつくっていったらどうかなと。

あとは、LINEイベントとかが最近すごくはやって、今度の3月もホワイトリボンランみたいなものもあつたりしますし、最近だとバーチャルランイベントとかで、それぞれが特定の期間のうちに自分のペースで走って、走った記録をみんなを持ち寄る。リアルなランニングイベントだと、それこそ道路の管理とかが大変なんですけれども、コンセプトでそうやってやれることもあります。もしくは産業のほうと組んで、3月8日、国際女性デーだとミモザの日、ミモザがテーマなので、みんなでお花屋さん組んでミモザで何かやろうとか、お酒のミモザを飲もうとか、何かそういうことで一体として盛り上げていくようなことも、あるんじゃないかなと思いました。

○部会長 そういうのだと、入りやすいかもしれないですね。実は悩みを持っていても、取りあえずそこへ行ってみてという感じになって、何かいろいろパンフレットをもらった

りして、知っていくみたいなことになるかもしれないですね。

○委員 結構、DVとかも、周りの人が本当はもう絶対そうなのにと思っていて、友達が胸を痛めているということもたくさんあると思います。周囲が気づきやすくするとかいう意味でも、周辺の人たちとか周りの人に知ってもらうためにも、何かそういう楽しいイベントなりをうまくつくっていきるといいかなと思いました。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 相談の入り口のお話を今伺っていて、時々発言していたかもしれないんですけども、若年層、中学生とか高校生で、DV相談を男性被害者に限っても、例えば親がDVだとかで相談の可能性があるわけですし、性犯罪会社だと、もっとあり得るわけです。

男性に限った話ではないんですけども、電話が非常に苦手というのは事あるごとに聞くので、電話をするという、いろんなインフラのキャパの問題がありますので、予算もないでしょうし、すぐに解決できないことであるのは重々承知しているんですけども、ちょっと電話ではない手段というのを開かないと、若者が気楽に相談に応じてくるというのは、なかなか打開できないんじゃないかなと思います。今後、多分、電話はどんどん苦手になるんです。知らない人に電話するというのはできない人が増えていくので、電話より対面のほうがまだいいですね。予約もしないでふらっと行っていいような対面の場があれば、そちらのほうがどうも行きやすいようなんです。

SNSはどんどん変わるので対応が難しいとは本当に思って、妙案はないんですが、その都度その都度で何か、電話ではあまりにハードルが高過ぎて、初めから諦めているような特に若い人たちが、何とか意を決して来られるようなハードルを下げた方法というのを、もう手段のレベルなんですけれども、それが実際の持っている力は大きいと思うので、何とか工夫していければいいなといつも思っておりますが、また今日も言ってしまいました。

○部会長 どうもありがとうございます。

○男女共同参画センター館長 確かにLINE相談は、件数はある程度来ています。その代わりメール相談がなくなりました。メールからLINEに移りましたね。

○委員 メールからLINEに移って、今、どうも大学生に聞くと、LINEはゼミの連絡とか先生との連絡とかに使っているようですね。友達同士では使わない。もしLINEが多少公的な行政に相談するとかというもののチャンネルとして残っていくのなら、活用していけるかもしれません。いつまでLINEがあるかも分からないですけどね。

○男女共同参画センター館長　そうですね。札幌とかですと、LINEを始めて数年たつんですけれども、今はLINEではなくて、あちらが言うがままの、フェイスブックのダイレクトメッセージで受けるとかということを何か対応し始めているみたいです。何かよく分からないけれども、いろいろありますよね。そういう新しいツールを追いかけて、こういうもので話をしたいと言われたら、向こうの要望に対応する体制をセンターで整えなきゃいけないねという話をこの間していました。

○委員　あと、そういうメディアの手段の問題と、例えば男性DV被害者といったときに、中学生、高校生の男の子が、男性とは自分を含んでいるのかと。これは広報とか呼びかけの仕方ですよね。男性とついていようが、ついていまいが、DV被害者というのは、少なくとも間接的被害者だったら、もう子どもも入ってくるわけなので、本当に小さければ児相とかの回路の問題なのかもしれませんけれども、高校生ぐらいで何か非常に嫌な目に遭っていたりする人の相談も来られるといいですよ。

だから、男性、女性と区切ったときに、それを暗黙のうちに大人だけの話というふうにならないように、これはらぶらす全般がどうも若者にいまいちリーチできていないという問題とも、前に言った問題とも絡みますけれども、若年層が、自分とは関係ない、大人の世界の話だみたいに思わないように、これはちょっとした工夫でできるような気がしますので、そういう点もお願いできればと思いました。

○部会長　大変ですね。新しいものをどんどん追いかけていかなきゃいけないんですね。それをやるためには、やっぱり人員とお金ですか。

○男女共同参画センター館長　そうですね。ありがとうございます。

○部会長　ないとできないですよ。そういうのをできる人が1人いて、その方がいろいろと、何が必要かよく分からないですけども、そういうものに入るときにお金がかかるのかも知らないんですが、そういうような予算というか、やれるだけの時間的な余裕とか、それがないとやっぱりやっていけないですね。どんどん変わっていつてしまいますものね。

○男女共同参画センター館長　LINEを入れるときも、LINEのスキルを学ばなきゃいけないので研修をしていますし、あと、若者言葉を少しは理解しようといって、そういう研修もしたりとかしないと、やっぱり追いついていかない。相談員の年齢はかなり高いので、本当に30、40は離れている子たちと話をするには、その子たちの日常の会話を聞いていなきゃいけないというところがあるので、やっぱり大変は大変かなと思います。

あるところだと、学生さんにLINE対応をしてもらうという体制をとっていて、後ろで相談員が、じゃ、こういう対応をしてということを示して、打つのは大学生に打ってもらうとかというのをやっているところもあります。

○部会長 そうですか。それはそうですね。でも、やっぱり若い方に問題がいろいろあるのは分かっているから、十分こういう問題に対応して下さるところがあればいいけれども、あんまり考えられないので、らぶらすなり世田谷区さんの別なところでもいいけれども、何か対応をやっていかなきゃいけないということなのでしょうね。今のところ、学校がやってくれるわけでもないから悩みが言えないのでしょうか。

○委員 いろんなチャンネルがあるべきなので、学校回路は学校回路で大事だし、それを働きかける必要があると思うんですけども、大人だったら都とか国とかにというふうになりますけれども、若い人だと近所でとなると思いますよね。東京都にというよりは近所の、らぶらすっていうのがあったなというほうがハードルは低いと思いますし、それは有効なチャンネルだと思います。

○部会長 はい。

別のことをいいですか。らぶらすは、私、また、今日来たんですけども、突然らぶらすになるんですよ。三軒茶屋から歩いてきて、らぶらすはもうすぐかな、もう少しかなと思っていて、どこかでらぶらすの看板も見えれば、あそこに行けばいいんだと思うんですけども、分からないの。ずうっと、どこかと思って、あっ、ここだったと、いつもそれは思っています。

○委員 確かに。

○部会長 らぶらすはあそことか、前もって、あと1分でらぶらすとか書いてあると安心するんですけども、入り口のところに何かもう一工夫できないのかなと思う。そう思いませんか。

○委員 私、もう一つあったんです。それを言いたかったんです。5番のところの、部会長がおっしゃったように、インデックス看板みたいな、ちょっと予算はかかるかもしれないんですけども、遠くから見て、あっ、らぶらすだというような、インデックスのようになっていると、あそこだなと。入り口まで行って初めて、あっ、ここだと。時々行き過ぎてしまったりとか、最初に来たときは逆方向かなと不安になったりとか。

○部会長 不安ですよ。ないな、ないなと思う。

○委員 そうなんです。下北沢のときは矢印が結構あったんですよ。だから、ちょっと



入り組んでいても下北沢駅からは分かりやすかったんです。今回真っすぐな道のはずなのに、なぜか分かりにくい。だから、ちょっとインデックスみたいな、遠くから見ても分かるような看板があるといいですかね。

○部会長 何とかならないものですかね。高速道路とかいろいろあるから、ああいうところにちょっと看板を1個つけてもらって、らぶらすはここみたいな、300メートル先とか、10メートル先とかと書いてもらおうと、うん？ってならないんですよ。らぶらすは、いつも突然現れるんですよね。ここだって。何なんだろう。やっぱり建物が見えにくいのかな。普通は横に出る看板とかもあるのに、それもないんですね。

○人権・男女共同参画課長 一応あるんですよ。

○男女共同参画センター館長 入り口のところにありますけれども、それは入り口のところに来ないと分からない。

○部会長 見えないの。

○人権・男女共同参画課長 しかも、何か丸い柱があって、三茶方面から来ると、その入口が見えないんです。

○部会長 本当にいつも不思議な感じで、突然らぶらすが現れるんです。やっぱりちょっと残念ですよね。みんなにとって、らぶらすがどこにあるかというのは見えたほうがいと、いつも思います。

○人権・男女共同参画課長 もうここでも何度も御指摘いただいでいて、やっぱりウェルカム感を出すというところと、アプローチの部分を分かりやすくするというところはすごく大きな課題かなとは思っています。思っているだけではなくて対応しないといけないかなとは思っています。

○部会長 何か公共物でもいいから、そこを貸していただいて、少し分かりやすい看板みたいなものがあるといいかと、いつも思いますね。

○男女共同参画センター館長 それはここに移転したときからの課題だったんですよ。でも、男女課さんをお願いをして、三軒茶屋の駅構内の地図のところにはらぶらすと貼っていただいたことと、あと、出たところに太子堂一丁目の街地図があるんです。そこにらぶらすと描いてもらっているというところがあるんですけれども、ほとんど気づかないですね。私たちはそれがすごくうれしかったんですけれども。

○部会長 あと、1階、2階は、ここはどのようになっているんですか。3階かららぶらすと書いてあるけれども。

○男女共同参画センター館長 1階は銀行が入っていて、2階は保育園が入っています。

○部会長 その手前に何からぶらすさんが出すわけにはいかないですか。

○男女共同参画センター館長 イベントのときですと、ポスターとかを貼らせていただいたりはしているんですけども、いろいろなことは挑戦していたんです。のぼりとかを出しちゃったりとかして、それは駄目ですと閉じさせられたりとかして。

○事務局 建物自体が民間のビルを借りて使っていて、それこそ1階とか2階は別のテナントのところということがあります。

○部会長 そこにあまりらぶらすさんを出すと……。○事務局 そうですね。共有部分もオーナーの管理というところもあるので、区立の施設ではあるんですけども、全部が全部区の希望どおりに何でもやっていいという施設ではなかったりするので、そこはちょっと調整というか、難しいところはあるかなと思いますが、でも、できるところから働きかけて、ちょっとずつやっていければなと考えております。

○部会長 よろしくお願ひします。勝手なことを言ってすみません。ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。ほかのことでも。

○委員 施設紹介の後ろの「研修室が御利用いただけます」なんですけれども、これはどういう方が利用できるのか。公用利用というのと、大抵の人は分かるんですか。

○事務局 これは中学校での出前講座を行うときに一緒に御案内しているので、ちょっと行政向けみたいなどころがあるんですが、まちづくりセンターとかで地域の町場の方に御案内するときは、ちょっとこのところを少し、登録をした上で使えますみたいな感じの書き方にはさせてもらっています。現在もららすのほうで団体登録をさせていただいた方が、一般の方ですと料金はちょっと別でかかってしまうんですけども、お使いいただいています。割と男女共同参画センターというのと、あんまり自分の活動には関係ないかなと思う方が多いかと思うんですけども、ただ、男女共同参画は結構ジャンルが幅広いと思うんです。それこそ、働くもあれば、子育て支援もあるし、介護もあるし、防災まちづくりとか、割といろんなジャンルに関わりがあるかなというところがあるので、登録いただくときも、男女共同参画に係るテーマ、これについてやっていますよというのを自分でチェックしていただくような形で登録ができますし、登録に当たって、証拠を出せではないんですけども、何か審査があるとかということではないので、男女共同参画に関する活動を私たちはこれからやっていきたいですよというような思いで賛同していただければ登録

ができますし、その上で、別途、いわゆるけやきネット、区民施設を利用するのと同じぐらいの料金がかかってしまうんですけれども、お使いはできますということになります。

○委員 では、一般的向けにはもう少し、料金とか、こんな人が使えますというのが書かれているんですね。

○事務局 そうですね。書いています。ちょっと学校向けのお知らせになってしまっているんですが。

○委員 らぶらすには関心がないけれども、この研修室は駅にも近いし、使いたいという人が来てくれると、それをきっかけにまたらぶらすを知っていただけるかなと思いました。

○人権・男女共同参画課長 まさにそれはすごく狙っていて、やっぱり地域の団体の方が活動する場所とかを結構探しているみたいなどころもあつたりしますので、しかも、この場所は、けやきネットという区民利用施設の区民センターとかと違って、その団体内の活動以外にも不特定の人を集めて発表会をやったりイベントをやったりができる、結構貴重な施設ではあるんです。こういうところにもちょっと書かせていただいているんですが、そういったもので利用いただけますよという独自性とかも出しながら。

あとは、うちのほうで講座とかイベントとかの周知をするときに、常にセットでこういうものを打ち出して行って、ぜひ研修室の活用もお願いしますと。研修室を活用していただいたら、ラックのチラシとかポスターを見ていただいて、らぶらすの事業等に参加していただくような、利用につながっていくような方を増やしていきたいなという思いはあります。

○部会長 そうですね。無料というのは大変ありがたいし。

○委員 無料ではないんですよ。有料なんですよ。

○事務局 学校とか、公用で所管課が扱う場合には公用利用ということで無料になるんですけれども。

○部会長 有料だとお幾らぐらいですか。

○男女共同参画センター館長 一番安いところで3時間400円です。

○部会長 うそみたい。

○男女共同参画センター館長 一番広いところだと、こちらのお部屋が3時間で1000円ぐらいです。

○委員 すごく安いですね。

○男女共同参画センター館長 午前中3時間、午後は4時間なので4時間使っていただいで。

○部会長 普通1万数千円、もっと何万円かは取られますよね。民間の貸し会議室は何万円という額ですから、すごいですよね。

○男女共同参画センター館長 だから、とてもお安いと思います。

○部会長 お安いですね。それは、みんな知らないのかな。知っていますか。

○人権・男女共同参画課長 そこが、区民利用施設の予約システムのけやきネットというネットでできるものがあって、それに乗っかっていくと利用率がすごく高まるんです。でも、それをやってしまうと、不特定の人が呼べるような発表会とかイベントが開催できなくなってしまうんです。なので、そこに今乗っかっていない、独自の幅広い使い方ができる区の中の貴重な施設というふうに位置づけられてはいるんですが、そうすると周知がなかなかできないというところがありますので、いろんな機会を通じて、こういうものを作って周知していくしかないよねと。

○委員 その価格を聞くと、知らないだけという感じがしますよね。

○人権・男女共同参画課長 三茶周辺の区民利用施設は8割ぐらいの利用率があったりするので、結構そちらに近づけていくことも可能なのではないかと考えています。

○部会長 せっかく公的なものが無料と書いてあるので、公的でないと駄目だなと思っちゃう人がいるので、こういうところでも小さく、公的でない場合は利用料幾らですとか書けば、400円ならいいや、1000円ならいいやと思う人が出てくるかもしれないですよ。有料でもそのくらいなら全然問題ない。1人100円集めれば10人で1000円になるしねとか。本当に探していますよ。地域活動団体はみんな、安く使える場所があるとすごく喜びます。場所を探しても高過ぎるからZ o o mでいいなんて、最近はZ o o mになっちゃったけれども。

だんだん時間がなくなってきているので、ちょっと私、気になったことがありますけれども、ほかの方は何かありますか。

女性の就労のところに、とてもいい企画だと思うんですけども、今すごく機運が高まっているじゃないですか。国が130万円の壁を撤廃するとか、そういうものは女性の働き方を本当に大きく変えるので、みんなの意見をまとめようとか、何が問題なのとか、そういう感じの。ここで何か、みんなで考えよう130万の壁とか、そういうふうに、単に今こうなっていますよと制度を教えるだけではなくて、考えていこうよ、これっておかしいよ

ねみたいなのをやっぱりやっていくべきなんじゃないかなと思うんですよ。

私、いつもみんなに言うんだけど、500時間ただ働きしないと給料が上がらないんだよ、あなた500時間ただ働きする？っていつも聞くんですよ。そういう感じなんです。今の女性の働き方は、最初の引っかかるころから130万かな。その間はすごいんですよ。何をやっても、次のに引っかかって、世帯としては給料が下がる。だから、500時間ぐらいただ働きする決意がないと給料が上がらないわけ。それでみんな、その前の段階で止めちゃうんです。

だから日本の労働力不足は全然解消しないんですね。幾ら賃金を上げて、上げれば上げるだけ、じゃ、時間を減らしますという。そういうどうしようもない制度をずうっと放置してきたのはなぜ？ 本当は経済界だってそんなことをやっている困る状況に今あるのに、やっぱり外国人を使うからいいと思っていたのかなと私なんかは思っちゃって。日本の労働法制はそのくらいのひどさですよ。何か考えようよというところがほしいなと、すみません、私個人としては、労働の税制とか、社会保障システムとかの在り方だというのを欲しいなと思いました。

○男女共同参画センター館長 この提案を出したのが去年の10月なんです。またどんどんいろんな社会情勢が変わっていくので、これに決めてこれをやるというのではなくて、多分そのときの状況の中で所管課さん、男女課さんと話し合いながら新しいものを取り入れていきたいなと思っています。それができるのが男女共同参画センターのいいところかなと思っていますので、情勢を見ながら考えていきたいと思っています。

○部会長 そうですね。ぜひ。それでどうなるか分からないけれども、でも、今のこの時期は割と大事な時期ですね。

○男女共同参画センター館長 そうですね。

○部会長 やっと問題が見えてきたという感じなので。

その人でないと分からないと思うんです。正規の人はやっぱりそういう状況を知らないで暮らしているから、実際のその立場に立ったら、絶対私だったら働かないと思いますもの。ただ働きはつらいですよ。

○委員 確かに。Polarisという会社でも、扶養の範囲で働きたいという人が多くいますけれども、時給の単価も上がるのはうれしいけど、働く時間をその分減らさなきゃいけないなったりしますし。あと、結局、何が幾ら損なのか分からずにみんないたりするので、それこそ働き過ぎちゃうと、子どもの教育費で補助を受けられなくなると困るとか、いろ

んなことを考えて損になっちゃうからやめようとか思ったりするので、それが本当に幾らなのか。自分が税金を納めたとして幾らなのかということのを計算してみるとか、そういうワークとかがあったらいいと思います。

あと、働き続けることを投資と考えたら、自分の100年ライフでどういうことが起こるかとか、もっと運用の発想を持てるようなワークをするとか、そうやって1個1個のことを話してみたりすることもですけれども、何か手を出して、自分なりに明確な答えをちょっとずつ出した上で考えられるような機会をつくってもらえると、もっと私たちの周りにはいる人たちも、モヤモヤしながらそういう働き方を続けている人もいますし、ぜひそういうのはやっていただきたいです。

○男女共同参画センター館長 はい。ありがとうございます。

○部会長 あともう一つ。性的マイノリティに対する福祉計画の話で、福祉計画の中に位置づけるとおっしゃっていましたがけれども、本当に大変ですよ。いろんなところで家族のありようとか、性別二元論を前提につくられていますので、今受けられるんですか。例えば、女性、主婦だった場合、よく分からないけれども、扶養みたいなことがあるので、一方の性別のパートナーの人が例えば経済的に何かいろいろ困っちゃったときに、女性は、被扶養者という形での福祉を受けられる権利がどのくらいあるのかよく分かっていないんですけれども、すみません。それが同性の人でも受けられるのかとか、そういうことはどうなっているんでしょう。やっぱり全部考え直さないといけない。

○人権・男女共同参画課長 扶養の関係だと、今、税法上の関係とかがあって、なかなかそこが突破できないですね。

○部会長 恐らく駄目ですよ。

○人権・男女共同参画課長 そういう法律に反しない範囲の中で、できる限り、同性で生涯を共にしようとしてパートナー関係にあるような方々が、配偶者とか事実婚の関係にある方と同じようなサービスを受けられるようにということで、拡充はさせていっている段階です。

○部会長 そうですか。すごくたくさん問題がありそうな気がして、大変だなと思いつつ伺っていたんですけれども。職員の平等ということ言えば忌引きとか休みということで結構直さなければいけないところがありましたよね。これまで夫婦を前提にしていたようなものが、そうではなくて同性婚でも大丈夫みたいなね。

あともう一つ、今みたいな、主婦の人みたいな形で家庭の中で扶養を受けている立場だ

ったらどうのこうのという議論があるじゃないですか。だから専業主婦の人が何万円だと何とか控除、配偶者控除とかいろんな問題がある。そういうものが、同性婚の場合、今は駄目なんでしょう。

○人権・男女共同参画課長 同性婚の場合だと、扶養という考え方そのものが認められていないということなので。

○部会長 そうすると、単身の非正規の人は非常に不利になる。よくシングルの非正規女性の話として聞くんだけど、パートの主婦の女性は、要するにいろんなそういうものがあって103万円の壁とか130万円の壁、得をしようと思っているじゃないですか。でも、その得は主婦だからなので、そういうものがないと完全にかかってきちゃうんですってね。だから、すごく不利だということはずっと一貫して言っていて、同性婚の人たちも同じ状況の人があるんですよね。だから、そういうのを含めてやっぱり働き方の壁もそのところをもうちょっとはつきりさせないと。

年金もそうですよね。年金も、要するに払わなくていい第3号被保険者は、結婚していて、第何号かの人の妻だけですよね。だから、そんなところもLGBTQにも関わってくる。そんなことを考えていくと、相当本当に大きな変化を将来考えなきゃいけない。そこまではなかなか行かない。今のところは、病院の面会権とか、それくらいですよね。

○人権・男女共同参画課長 今は基礎自治体としてできる範囲の中で、できる限りやっていく、あとは東京都とかと連携しながら声を上げていこうよみたいところは。

○部会長 そうですね。

すみません。私は言いたいこといっぱい言ったのでいいんですが、皆さん、どうでしょう。

○委員 もう一つだけ、すみません。男性の更年期とかそういったもののテーマを扱ったりはされているんですか。最近結構、フェムテックだけでなく、メンテックとかオムテックみたいな言葉もありますし、男性の更年期のことも大分出てきていますけれども、結構、男である自分がみたいなことで、何かそれをそもそも知らない人も多かったり、そもそもの知識と情報が足りないのもあります。やっぱりそういうジェンダー的な発想で相談がしにくいとか認めにくいというのはあると思うので、その辺は扱っていただけるといいかなと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。1時間ぐらいやりましたので、そろそ

ろ時間なんです、大丈夫ですか。

そうでしたら、最初の議題の報告事項(1)はこれで終わらせていただきます。

では、報告事項(2)世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者選定結果についてに移らせていただきます。まず、事務局のほうで御説明をお願いします。

○事務局 では、資料2について報告をいたします。世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者の選定結果についてということです。

これまでの男女部会の中でも御意見いただいたこともありますように、男女共同参画センターの運營業務委託に当たって、事業者選定のプロポーザルを実施いたしました。本日お配りしました資料は、12月の区民生活常任委員会で議会報告をしたときの資料となります。

履行期間は4にありますとおり、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間になります。

こちらの期間の委託事業者としまして、戻ります。3の運営委託事業者名等というところにありますように、社会福祉法人共生会SHOWAが選定されました。今年度までに引き続き同じ事業者に委託をするということになります。

業務内容につきましては、これまでも御説明してきたとおりですけれども、「区の男女共同参画推進の拠点施設として、男女及び多様な性を含めたすべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らすことができる社会の実現を目指した事業を推進する」となります。

先ほど1のところでもいろいろと御説明しましたけれども、事業の一覧ですとか連携先等にありますようなことも支援に含めながら、事業を実施する予定となっております。

6の選定方法等ですけれども、9月に公告を行いまして、11月に審査を行いました。2ページ目に行きますけれども、選定委員会の構成につきましては資料にあるとおりとなります。

(3)評価項目ですが、大きく5点、5つの評価項目を設定いたしました。今後、充実を図る視点として、より多くの方が安心して気軽に利用できる施設運営、区民、団体、事業者等の参加、参画、協働の促進、地域ネットワーク構築、広報、普及啓発といったようなことを中心に評価できるように項目を設定いたしました。

書類審査、それからプレゼンテーションの審査を行いまして、選定をしました。

7の審査・選定結果にありますように、今回は共生会SHOWAともう一つ、次点の2



事業者の応募があったんですけれども、こちらの資料にありますとおり、共生会SHOWAが次点の事業者よりも得点が高く、また、合格基準を満たしていたために共生会SHOWAが選定されました。

8に主な選定理由とありまして、この共生会SHOWAに対する評価について書かれています。区民利用施設としての機能強化、居場所機能の充実、らぶらすへのアプローチや館内掲示の工夫、職員の来館者への対応向上などの具体的な提案から、より多様な主体が安心して利用し、交流することができる施設運営が期待できるといった御意見。それから、らぶらすの中での地域団体との共同事業の充実などの提案といったところから、地域が主体的に進める男女共同参画の地域づくりに寄与することが見込まれるといった点も評価されました。3つ目の黒丸ですが、アウトリーチによる全区展開、それから顔の見えるネットワーク構築が活発化することが評価されています。男女共同参画やジェンダー平等といった捉えにくい概念を、区民一人一人の暮らし、生き方に大きく関わる身近な問題であることを発信し、自分事として認識していただけるよう、訴求力のある広報・普及啓発をより充実させる旨の提案もなされて、こうした提案の確実な実行を期待するといった意見も付されました。

事務局としましても、このようないただいた御提案を基に、それからまた、選定委員会での評価、意見を基に、男女共同参画を推進する拠点施設としての役割をより一層果たせるように、事業者とともに努めてまいりたいと考えているところです。

事務局からの説明は以上となります。

○部会長 どうもありがとうございました。

今の説明につきまして、御質問とか御意見はございますでしょうか。ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

皆様に随分プロポーザル等を御検討いただきましたので、それに基づいて計画を出していただいて、プレゼンテーションしていただいて、こういう結果になりましたということです。

今後の事業者選定等にかかわることでも結構ですから、こういう方向でとかという御意見でもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。

御意見がないようであれば、報告を受けましたということで皆様に御了解いただいたというふうにさせていただきます。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

全体を通じて御質問等がありますでしょうか。ほかのことでも結構です。先ほどの件も持ち出していただいても大丈夫です。大丈夫ですか。特にないですか。

そうでしたら、本日の部会はこれで全ての審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

この後の進行は事務局に戻したいと思います。お願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 皆さん、有益な、今後に活かせるような御意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。

3のその他についてですけれども、今後の予定ですが、今年度中に多文化共生推進部会が予定されております。日程等の詳細につきましては文化・国際課から別途御連絡をさせていただきます。また、来年度の審議会、部会の予定につきましては別途御案内させていただきますと考えております。

それでは、令和4年度第3回世田谷区男女共同参画推進部会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後3時39分閉会